

川崎市国民保護計画の変更について

1 川崎市国民保護計画の概要及び経緯

(1) 概要

川崎市国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」やその他法令、基本指針及び神奈川県国民保護計画を踏まえ、平成19年3月に策定したものです。

計画内容は、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、市の実施する避難、救援、武力攻撃災害への対処をはじめ、対策本部などの実施体制、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めたものとなっています。

(2) 変更の経緯

国の基本指針が、平成25年3月及び平成26年5月に変更されたことを踏まえ、平成26年12月に県の国民保護計画が変更されました。県計画の変更点などを、本市の計画にも反映し、県計画と整合性を図る必要があることから変更を行うものです。

2 県国民保護計画の変更について

県の国民保護計画の主な変更内容（平成26年12月）については、次のとおりです。

変 更 事 項	変 更 内 容
武力攻撃原子力災害への対処	原子力施設に対して武力攻撃が行われた場合の国民保護措置について、基本指針の変更内容に沿って、防災基本計画等の修正を反映（防災基本計画等からの引用）
警報等の情報伝達手段の追加	緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）及び全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を追加して位置付け
時点修正	県の組織や地理的、社会的状況など、時点修正すべき内容について変更

3 川崎市国民保護計画の変更について

本市の計画の主な変更内容については次のとおりです。

変 更 事 項	変 更 内 容
武力攻撃原子力災害への対処 (第3部第7章 P111～)	原子力施設に対して武力攻撃が行われた場合の国民保護措置について、国の基本指針の変更内容に沿って、県国民保護計画や市地域防災計画の修正を反映 (市地域防災計画等からの引用)
警報等の情報伝達手段の追加 (第2部第1章 P31など)	緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T) 等の情報伝達手段を追加
地域防災計画の反映 (第1部第2章 P6など)	地域防災計画との整合性を図るため、男女双方の視点への配慮や動員基準など関係する内容を反映
時点修正 (第1部第4章 P17など)	組織変更や地理的・社会的状況の変化などについて修正

4 変更スケジュールについて (予定)

(1) 政策・調整会議への付議 (平成27年2月25日予定)

国民保護協議会での審議内容を踏まえまして、県への協議内容を決定します。

(2) 神奈川県との協議 (平成27年3月上旬)

政策・調整会議での決定内容などを踏まえまして、法第35条第5項に基づく協議を依頼します。

(3) 議会報告 (平成27年3月上旬以降)

神奈川県との協議後、法第35条第6項に基づき、議会宛てに報告を行います。